

給付奨学金に係る債権の自己査定に関する細則を次のように定める。

平成31年3月28日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤勝裕

## 旧給付奨学金に係る債権の自己査定に関する細則

(趣旨)

第1条 給付奨学規程(独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第19号)第27条第2項に規定する自己査定は、決算期において適正な貸倒引当金の計上を行うことを目的とし、この細則の定めるところによる。

(時期)

第2条 自己査定は事業年度の末日を基準日として実施するものとする。

(対象となる債権及び債務者)

第3条 自己査定の対象となる債権は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第13条第1項第1号に基づき支給した同法第17条の2第1項に掲げる学資支給金のうち、同法第17条の3の規定に基づき返還することとなった給付奨学金(以下「旧給付奨学金」という。)とする。

2 前項に定める旧給付奨学金を返還することとなった者のうち、返還未済額がある者を債務者という。

(手順)

第4条 自己査定は、前条に規定する債権を債務者ごとに給付奨学規程別記に基づき分類し、次条に基づき債権回収の危険性により分類し、第7条に基づき貸倒見積高を算定する。

(分類区分)

第5条 回収の危険性の度合いに応じて、債権を非分類、Ⅱ分類、Ⅲ分類、Ⅳ分類の段階に分類する。

2 非分類とは、回収の危険性について問題のない旧給付奨学金に係る債権のことをいう。

3 Ⅱ分類とは、債権保全上の諸条件が満足に満たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収についての通常の数合いを超える危険を含むと認められる旧給付奨学金に係る債権のことをいう。

4 Ⅲ分類とは、最終の回収について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が

高いが、その損失額について合理的な推計が困難な旧給付奨学金に係る債権のことをいう。

5 IV分類とは、回収不可能と判断される旧給付奨学金に係る債権のことをいう。

(債務者区分と分類区分の関係)

第6条 債務者区分と分類区分との関係は次表のとおりとする。

債務者区分	分類区分
正常先	非分類
要注意先	II分類
破綻懸念先	III分類
実質破綻先	IV分類(備考)
破綻先	IV分類(備考)

備考

実質破綻先及び破綻先に該当する債権は、IV分類とする。ただし、回収が可能と見込まれた部分については、II分類とする。

(貸倒見積高の算定方法)

第7条 貸倒見積高は、債務者区分ごとに次表のとおり算定する。

債務者区分	算定方法
正常先	返還未済額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。
要注意先	返還未済額に予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。
破綻懸念先	返還未済額のIII分類に該当する債権について、予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。
実質破綻先 及び破綻先	返還未済額のIV分類に該当する部分について全額を貸倒引当金として計上する。

2 前項の算定方法にかかわらず、実質破綻先及び破綻先に該当する債権で、II分類に該当する部分については、貸倒引当金を計上しないものとする。

(監査部署)

第8条 自己査定に係る規定等の適切性及び自己査定結果の正確性の監査は、検査室がこれを行うこととする。

附 則

この細則は、平成31年3月28日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第14号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構令和2年細則第11号)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(独立行政法人日本学生支援機構令和4年細則第9号)

この細則は、令和4年11月2日から施行する。